

平成21年 9月29日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
自主規制部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・企業行動規範の整備等に伴う上場制度の見直しについて

2. 意見提出方法等

- (1) 提出期限：平成21年10月13日（火）
- (2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail
- (3) 提出先

- ① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

- ② FAXの場合：092-713-1540

- ③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL (092) 741-8231

企業行動規範の整備等に伴う上場制度の見直しについて

平成 2 1 年 9 月 2 9 日

証券会員制法人 福岡証券取引所

I 趣旨

6月17日に公表された金融庁金融審議会の「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告書において、上場会社等については、コーポレート・ガバナンスの充実を通じて良質な経営が実現されていくことが重要であるとの観点から、取引所ルールの整備等について広範な提言がなされた。そこで本所は、当該提言内容などを踏まえ、次のような趣旨から所要の制度整備を行うこととします。

まず、企業行動規範について、上場会社として最低限守るべき事項を明示するために「遵守すべき事項」と「望まれる事項」とに区分したうえで、前者を公表措置等の実効性確保手段の対象とするとともに、昨今の多様化を踏まえた実効性確保手段の整理などを行います。

また、内外の投資家が安心して投資できる環境の整備に向けて、既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当を未然に防止するために300%を超える希釈化を伴う第三者割当を上場廃止の審査の対象とするなど、第三者割当及び株式併合等について、上場制度上の対応を行います。

さらに、株主と上場会社の対話促進に向けて、早期に株主総会の招集通知等にアクセスできる環境の整備を図ります。

合わせて、適時開示の一層の充実を図るために、会社情報の適時開示に係る開示審査の観点を明示するなど、所要の制度整備を行うこととします。

II 概要

項目	内容	備考
1. 企業行動規範の整備 (1) 体系の再構成	・「企業行動規範に関する規則」において定めた企業行動規範を、上場会社に対して推奨する事項を定める「望まれる事項」と、上場会社として守るべき事項を定める「遵守すべき事項」に区分して再構成するものとします。	※上場会社として最低限守るべき事項を明示するために再構成するものです。「望まれる事項」の違反については、公表措置等の実効性確保手段の対象外となります。(別紙参照)

項 目	内 容	備 考
(2) 体系の再構成に伴う項目の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・企業行動規範の体系の再構成に併せて、以下に掲げる事項を「遵守すべき事項」として規定します。 <ul style="list-style-type: none"> a 上場会社は、内部者取引を行わないこと。 b 上場会社は、反社会的勢力との関係を持たないこと。 ・上場会社は、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると認められる行為を行わないことを、「遵守すべき事項」として規定します。 	<p>※現行は努力義務として、内部者取引の未然防止や反社会的勢力排除に向けた体制整備等を求めています。これに加えて、上場会社による内部者取引や反社会的勢力との関係を禁止する趣旨です。</p> <p>※「遵守すべき事項」として個別に掲げる事項に加え、企業行動規範の趣旨に照らしてそれに準じる行動についても「遵守すべき事項」とする趣旨です。</p>
<p>2. 実効性確保手段の多様化を踏まえた対応等</p> <p>(1) 実効性確保手段の適用対象の拡充</p> <p>(2) 実効性確保手段の位置付けの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合及び「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下『適時開示規則』といいます。）」に違反した場合の実効性確保手段として、改善を促す観点からの改善報告書、特設注意市場銘柄と、ペナルティー的観点からの公表措置の適用対象とします。 ・改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められない場合で、かつ、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、特設注意市場銘柄に指定できるものとします。 	<p>※企業行動規範の「遵守すべき事項」及び適時開示規則の違反のうち、重大なものは、重大な上場契約違反として上場廃止の審査の対象となります。</p> <p>※現行、虚偽記載等により上場廃止のおそれが生じた場合を対象としている特設注意市場銘柄において、左記の事項をその対象に加え、改善報告書制度を特設注意市場銘柄に至らない段階の措置と位置づけるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これに伴い、過去5年以内に適時開示等に係る改善報告書の徴求が3回目となる場合に上場廃止事由とする現行の規定は廃止します。

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 反社会的勢力との関係に関する上場廃止基準の新設</p> <p>(4) 注意勧告制度の廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が本所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと認められるときは、その上場を廃止します。 ・有価証券報告書等の虚偽記載に係る注意勧告制度は、廃止するものとします。 	<p>※平成19年7月公表の証券保安連絡会実務者会議中間報告等の提言を踏まえ、左記の行為を上場廃止事由として明記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上場会社が反社会的勢力の関与を受けている事実」とは、暴力団員又はこれに準ずる者が上場会社の役員である事実などをいいます。 ・上場不動産投資信託証券の発行者等についても同様の対応を図ります。 <p>※当該制度の運用状況を踏まえて廃止するものです。</p>
<p>3. 投資者が安心して投資できる環境の整備</p> <p>(1) 第三者割当への対応</p> <p>①上場廃止基準の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が第三者割当を行う場合において、割当前の発行済み株式に係る総議決権数に対する、当該第三者割当による発行株式に係る議決権数の比率(以下「希釈化率」といいます。)が300%を超えるときは、株主の利益を侵害するおそれが少ないと認められる場合を除き、株主の権利内容及びその行使を不当に制限するものとしてその上場を廃止します。 	<p>※今般、制度整備の対象としている企業行動を行うにあたっては事前相談をあらためて要請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式、新株予約権、新株予約権付社債などを対象とします。 ・希釈化率の計算において、新株予約権等の潜在株式(行使価額等が修正される場合は、その下限価額における潜在株式)は発行株式とみなします。 ・割当前の発行済み株式には、割当前に存在する潜在株式を含まないものとします。 ・第三者割当を短期間に複数回実施する場合は、それらの第三者割当による発行株式に係る議決権数の合計を希釈化率の計算に使用するものとします。 ・株主の権利の不当な制限に関する廃止基準に係る6か月の猶予期間は廃止します。

項 目	内 容	備 考
<p>②企業行動規範の新設</p> <p>③適時開示に関する規定の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者割当により支配株主が異動した場合において、その後3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損され、株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められるときは、その上場を廃止します。 ・上場会社が第三者割当を行う場合で、希釈化率が25%以上となる時、又は、支配株主が異動することになるときは、原則として、a又はbの手続きを経ることを企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定します。 <ul style="list-style-type: none"> a 第三者委員会などの経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手 b 株主総会の決議などの株主の意思確認 ・上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項について適時開示を行うことを求めます。 <ul style="list-style-type: none"> a 割当先の資金手当ての確認状況（その方法及び結果） b 発行価額の算定根拠及びその具体的な説明（本所が必要と認める場合は有利発行該当性に係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見書の添付等を含みます。） c 上記3.（1）②に定める手続きを要する場合にはその内容（手続きを要しない場合にはその理由） d その他第三者割当について投資判断上重要と認められる事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・「支配株主」とは、親会社のほか、議決権の過半数を直接又は間接に保有する者をいいます。 ・支配株主との取引について定期報告（原則として1年に1回）を求めることとし、その健全性に関しては、支配株主との間における取引行為の正当性や取引条件の合理性などについて確認します。 ・支配株主が異動することになるかの判断においては、当該第三者割当によって生じる潜在株式に係る議決権数を考慮します。 ・例えば資金繰りが急速に悪化して左記の手続きを行うことが困難であるなど、緊急性が極めて高い場合は、例外的に左記の手続きを不要とします。 <p>※第三者割当に関する適時開示事項は、列挙された事項に限定されず、従来から要請しているとおり、調達する資金の使途等に関しては分かりやすく具体的な説明をお願いする点に変更はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主総会において有利発行の特別決議を経る場合や、株式の場合で発行価額が割当先に特に有利な金額でないことが明らかなどときは、bの括弧内における有利発行該当性に係る適法性に関する意見書の添付等の開示は不要とします。
<p>④確認書の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が第三者割当を行う場合は、割当先が反社会的勢力 	<p>※割当先の全てが本所の上場会社又は会員である場</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 株式併合に係る上場廃止基準の整備</p> <p>(3) MBOに係る企業行動規範の新設</p>	<p>と関係がない旨を記載した確認書を提出するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が、株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為を行う場合において、株主の利益を侵害するおそれ大きいと認められるときは、株主の権利内容及びその行使を不当に制限するものとしてその上場を廃止します。 ・MBOが実施される場合は、必要かつ十分な適時開示を行うことを企業行動規範の「遵守すべき事項」として定めます。 	<p>合は、確認書の提出は不要とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「株主の利益を侵害するおそれ大きい」かどうかは、株式併合の目的、株主への影響の度合いの観点などから判断します。 <p>※現在、本所において要請している対価の公正性や株主との利益相反回避措置に関する説明を充実することなどについて、その実効性を高めるための対応です。</p>
<p>4. 株主と上場会社の対話促進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、株主総会の招集通知、添付書類及び議決権行使に関する参考書類（以下「招集通知等」といいます。）を電磁的方法により本所に速やかに提出するとともに、本所が当該招集通知等を公衆の縦覧に供することに同意するものとします。 	<p>※株主総会の招集通知等を本所ホームページに掲載して、より早期に株主が招集通知等を閲覧できるよう対応を図るものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該制度の実施時期については、システム対応等の準備期間を考慮して別途定めることとします。
<p>5. 会社情報の適時開示等の充実に向けた対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、会社情報の適時開示については、次に掲げる事項を満たすよう行わなければならないこととします。 <ul style="list-style-type: none"> a 開示情報の内容が虚偽でないこと。 b 開示情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。 c 開示情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。 d その他開示の適正性を欠くものでないこと。 	<p>※左記の a から d までの事項は、現在、会社情報の適正性を確保するために実施している開示審査の観点を明示するものです。</p>

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、形式的な開示要件に該当しない場合においても、それを理由により適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない旨を定めている現行の規定に違反した場合について、実効性確保手段の対象範囲に含めることとします。 	<p>※現行、実効性確保手段の適用対象となっていない適時開示規則第1条第3項に掲げる規定について、実効性を確保する趣旨です。</p>
<p>6. 上場会社監査事務所登録制度に関する企業行動規範の追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は上場会社監査事務所登録制度に基づき登録又は準登録されている監査事務所の監査を受けることを、企業行動規範の「望まれる事項」として定めます。 	<p>※監査の品質管理体制が整備された監査事務所の監査を受けることを上場会社に促すものです。</p> <p>※上場会社監査事務所登録制度は、社会的に影響の大きい上場会社を監査する事務所の監査の品質管理体制を強化するために、日本公認会計士協会により平成19年4月から導入されたものです。</p>
<p>7. その他</p> <p>(1) 有報等の提出延長承認時の開示</p> <p>(2) 新規上場に係る形式要件の見直し</p> <p>(3) 吸収合併等に係る市場変更時等の取扱いの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、有価証券報告書等の法定提出期限の延長が承認された場合にはその旨を直ちに開示するものとします。 ・新規上場申請時における株式の譲渡制限に係る形式要件について、上場までに当該制限を外す見込みがあれば足りるものとします。 ・既存市場の上場会社がQ-B o a r dの上場会社の吸収合併等を行った場合で、当該既存市場の上場会社が実質的な存続会社でないと認めるときは、3年の猶予期間内に既存市場の上場審査に準じた審査を受けることができることとし、その場合は、当該審査に適合しないときに、Q-B o a r dへの市場変更を行います。 	<p>※現行、新規上場申請時において株式の譲渡制限を外すことを求めています。不測の株主異動のリスクを軽減する観点から、株券電子化を踏まえ上場まで当該制限を維持することを認めるものです。</p> <p>※現行、既存市場の上場会社に実質存続性が認められなければQ-B o a r dへの市場変更を行いますが、猶予期間内に既存市場の上場審査に準じた審査に適合すれば、不適當合併等の場合の取扱いと同様に、既存市場への継続上場を可能とするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テクニカル上場時においても同様の対応を行います。

項 目	内 容	備 考
(4) その他	・その他所要の改正を行うものとします。	

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・平成21年11月を目途として実施します。

以 上

現行企業行動規範の再構成

◎現行の企業行動規範の区分は以下のとおりとなります。

区分	項目（企業行動規範に関する規則）
遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・ 流通市場に混乱をもたらすおそれのある株式分割等の実施（第3条）・ M S C B等の発行に係る尊重義務（第4条）・ 書面による議決権行使等（第5条）・ 会社機関の設置（第7条）・ 会計監査人を有報の財務諸表の監査証明等を行う公認会計士等として選任すること（第8条）・ 業務の適正を確保するために必要な体制整備の決定（第9条）・ 買収防衛策の導入に係る尊重事項（第10条）
望まれる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等（第2条）・ 議決権行使を容易にするための環境整備（第6条）・ 内部者取引の未然防止に向けた体制整備（第11条）・ 反社会的勢力排除に向けた体制整備等（第12条）